

平成25年7月4日開催 第1回目黒区地域福祉審議会の録音データのうち、小委員会構成員から区議会議員を排除・除斥する説明・答弁及び質疑に関する部分を抜粋し文字化したもの

(下記の当該審議会の録音データを抜粋し文字化したのは、平成25年5月22日、目黒区長 青木英二より目黒区地域福祉審議会委員を委嘱された須藤甚一郎である。なお、録音データは、目黒区健康福祉部健康福祉課保健福祉計画係・藤田氏からカセットテープを借用した。文字化した文書の下線は、須藤が付したものである)

高橋和人 健康福祉計画課長：それから最後にですね、6番の「委員の構成」でございます。事務局の案でございますが、ま、構成委員につきましては、各6名程度として、審議会規則に基づきまして、会長が指名する方法にしたいと思っております。

全員の方にお入りいただくという案もございますが、あの一応、ま、会長や区議会議員の方は、それから保健医療機関関係の方々につきましては、総括的な議論を審議会で行っていただきたいという、そんな考えで一応、小委員会の構成員からは事務局としては、外してあります。

ですから、学識経験者の方、それから区内関係団体の方、区民の方からそれぞれ1、2名ぐらい選任をお願いしてですね、小委員会を構成していきたいというのが、事務局の案でございます。それから2つ目のところでございますが、学識経験者、社会福祉関係者、につきましては、一律に決めるのは難しいので、まあ、あらかじめご担当や専門分野がございますので、会長のほうから指名させていただきます。ご了承いただければ、区内関係団体、公募区民は、各委員から希望を取らせていただいて、調整の上、決定をしていきたいと考えてございます。

小林良二会長 東洋大学教授：ただ今の計画、小委員会につきまして・・・(録音が聞き取り難い)

須藤甚一郎委員：まず聞きますが、小委員会というのは、(目黒区地域福祉審

議会) 条例の第9条に「審議会は、審議会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる」とあり、同条例の規則では、(第2条1で)「区議会議員2名以内」とある。いまの課長の説明では、区議会議員及び保健医療機関関係者は除くといった。

さっき区長は間違っ、保健福祉委員会とってましたが、生活福祉委員会という常任委員会があります。委員長とぼくは副委員長をおおせつかって、(審議会に)でています。が、区議会議員を排除、除斥するというのは、区議会議員ともう一つありましたね、それが(小委員会に)所属していたために、まともな審議が小委員会できなかつたということがあつて、それを排除、除斥するということになったのか。あるいは発生、そういうことはないけれども、頭の中で考えて、(議会議員が小委員会の構成員になる)そういうのがあると公正な審議ができないというのか。

考えてみると、区議会議員は背後にある団体とつながつていて、圧力とか、ある場合には考えが変わっちゃうみたいに思われているんじゃないのかと。

(区議会議員を)外すのを当然のこのようにいつていたけれど、ぼくは非常に不愉快な感じがしますので、なぜ排除するのか、もう少し説得力のある説明を。

排除すればいいみたいな、それじゃあもともと(区議会議員を)委員に指名しなければいいんだ。指名しないことはできないんですね。条例の規則に(区議会議員の)人数までも、施行規則の2条に区議会議員は2名以内と書かれていますから、外すことはできないんだから。

小委員会のメンバーから外すというのは、入れたらとんでもないことになるみたいな言い方で、もう少しこまかく説明してください。

**小林会長**：説明をお願いします。

**高橋課長**：少し誤解があつたようで・・・積極的に排除するという考えではありませんで、まず一点目の不都合があつたかということですが、いままで私は聞いたことがありません。それから小委員会の設置について、どうするかという、会長にもご相談しながら、事務局の案をつくっているわけでございます。が、前回の例が1つの小委員会でも学経(学識経験者)だけでございます。

今回はやり方を変えていくということで、なるべく多くの方ということで、今回は3つということで、小委員会で議論するということになる、それなりに

人数規模ということがひとつ問題になるということ。やはり、みなさんが小委員会に属するよりも、一步おいて審議会として、大所高所から意見をいう方が必要だったところで、このような、もしかしたら不満かも知れませんが、私ども会長と区議会議員の方と保健医療関係者、一応、大所高所からの議論ということで、お願いしようということでございます。

須藤委員：いまの説明聞いたって、全然納得がいかない。人数に制限があるのだから、3分割すればたいした人数にじゃないでしょう。例えばぼくら区議会が常任委員会とか特別委員会とかで、もっとの人数でやっているわけだ。人数が多すぎて議論できないということは理由にならない。

それと、大所高所からとってますが、そんな大所高所から意見を述べる委員じゃないわけだから、同列・平等であるのがいいのですから、そういう言い方もおかしいですよ。

小委員会のメンバーの中でまとめ、もう一段階あって、大所高所から偉そうな意見をいうのがいて、2段階にわけるという理屈でそうしたのか知れませんが、何ら説得力がない。大所高所から意見を述べてもらうなんてことは、同じ委員としてあってはならないことだ。どうですか？

高橋課長：まず、大所高所という言い方ですが、ちょっと語弊があったかも知れませんが、訂正させていただきます。客観的な立場でということを考えてわけで、まあ、委員おっしゃるように人数ではさほど支障はないとは思いますが、お互いに自由な審議ができるということで、6人ぐらいを考えたということです。

明確な根拠があるわけではございません。

なお前回の改定計画につきましては、学経（学識経験者）の方のみに作業していただいた。もう少し議論を深めるということで、人数を増やさせていただいたということです。

須藤委員：何だ、明確な根拠ないとは！もってのほかだ、決め方としては。決めることについては、合理性とか、効率性とか、根拠がなければならないのに、「明確な根拠がない」のに決めたなんてことは、決めたことに一切ならない。委員長は、どう考えているか知らないが、ぼくは委員として入ったわけだから、大所高所から意見を述べるとか、客観的とか、それではぼくが仮にですよ、小委員会に所属したら、審議ができないというのか。大変おかしい。

でも、決定したわけではないのだから。人数の問題も何ら根拠がないわけで。ぼくに関していえば、大所高所からの意見を述べるなんて、滅相もない。だから、委員の一人として、どこかの小委員会に所属したい。以上でぼくのいうことはありません。

**\* (このあと区議の生活福祉委員長、医療関係者、薬剤師、住区会議会長らが、小委員会参加についての意見を述べた)**

高橋課長：(小委員会の構成について)事務局としては、従前の例とかを参考にして提案しました。

平岡委員：いままで慣例として決まっているのなら、それを踏襲するのはいいんですが、そうでもないということで…。小委員会の付託事項もまだ決まっていない。付託事項によって、どういうメンバーで構成するのがいいのか決まってくる。構成については、委員の方と協議し会長に一任するのがいいのではないか。

須藤委員：いま議論されているきっかけは、ぼくなので、少し補足をしておきます。人数は、事務局、行政側の案としては、6名程度としてある。6名で(小委員会が)3つとすると、合計18名ですね。いま委員の数は24名だから、3分割すると8名ずつだ。6名と8名では2人しか変わらない。議論が滞ったりする人数差はありません。

通常、(区議会の)委員会とか区の審議会とはいろいろあるが、6人の委員会なん少ないのはありませんよ。何ら人数のことは理由にならない。

さっき、「明確な根拠はない」ともいった。とすれば、(区議会議員を)排除する理由ないので。いま平岡委員がおっしゃったように、付託事項も決まってないのですから、誰だどこにと前もって決めてしまうのはおかしい。それでも区議会議員が入ったならば、審議ができないというのなら、そのときはまた明確な理由を聞いて、それに合理性があれば、入らないと決めますが、いまの段階で入れないという理由はない。

それから、今日出席の委員の中から賛否を取るという形になるのは避けねばならない。というのは、条例にも条例を運営していく施行規則にも、(区議会議員を排除する)規則はないのですから、賛否を取るとはもつてのほかです。以上、余計なことを追加しておきます。

小林会長：ありがとうございます。小委員会の設置とこういうスケジュールで審議させていただくということをご了承いただけますね。

(省略)

小林会長：委員の構成問題にもう一度戻りたいと思います。私に一任させていただきます。

今回、医療関係者の方々と区議会議員の方々につきまして、一番簡単なのは、採決してしまおうといいんですけど、採決しますか、入れるか入れないかを？

須藤委員：条例にも施行規則にも（区議会議員と医療関係者）を排除するということはないんですから。さっき平岡委員がいったように付託事項も決まってい  
ないのです。

(省略)

須藤委員：会長の賛否を取るというのは、区議会議員2名と医療関係者を小委員会に入れたいということの是非を問うということなんですか？

小林会長：どういう形にするのか・・・(録音が聞き取れず)

須藤委員：どういう形ってないんじゃないですか？委員は、みんなイコールなんですから。そういう立場で入ってきているんですから。さっき所管課長がいったように、大所高所から意見をいうとか、それでは委員の中が同列公平ではなくなる。ぼくは、3分割、3つに割るというのであれば、配置については会長に一任しろというのは、それで構いません。

が、いま会長が賛否を取るというのは、ぼの誤解かも知れませんが、さっきいったように、(区議会議員を小委員会に)入れるのか、入れないのかの賛否であるのなら、それはあってはならないことだと、さきほども申し上げたとおりです。

小林会長：事務局が、そういう提案をしてきましたので、これについてどうかということをお諮りするという  
ことで。

須藤委員：事務局は、さきほど（区議会議員を排除する）明確な根拠がないと決定的なことをいった。それから6名という人数ですが、24名の委員を3つの小委員会に分割すれば、8名で6名では2名しか変わらない。何ら人数のことは理由にならない。

小林会長：それで医療関係者の方にもご意見を伺った。一応、つぎのときまでには、付託事項をはっきりさせて、みなさまの希望を聞く。委員の方の参加に対する希望を聞いていただいて、つぎの委員会で諮る。

(省略)

以上